

厚生労働省
経済産業省令第四号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十一条の二第一項の規定に基づき、有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年四月一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久
経済産業大臣 中川 昭一
環境大臣 小池百合子

有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令

有害性情報の報告に関する省令（平成十六年^{厚生労働省}経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。
^{環境省}

第一条第二号口中「三・〇」を「三・五」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。